

○ふじみ野市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

平成22年12月22日

告示第268号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふじみ野市（以下「市」という。）が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、ふじみ野市契約規則（平成17年ふじみ野市規則第60号。以下「規則」という。）第20条の2に規定する労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(労働環境の確認を行う契約)

第2条 規則第20条の2に規定する市長が別に定める契約は、次に掲げるものとする。ただし、市長が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の工事請負契約及び修繕請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の委託契約
- (3) 市の公の施設の指定管理について、市長と指定管理者との間で締結する協定

(平27告示31・一部改正)

(労働環境の確認のための書面)

第3条 規則第20条の2に規定する労働環境の確認のための書面は、労働環境チェックシート（様式第1号）及び労働者の配置計画書（様式第2号）（以下この条において「チェックシート等」という。）とする。

- 2 チェックシート等の提出は、契約締結後速やかに行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。
- 3 市長は、チェックシート等の提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

(平27告示31・一部改正)

(調査、改善の指示及び報告の聴取並びに入札参加停止等の措置)

第4条 契約の相手方に対する労働環境の調査並びに改善の指示及び報告の聴取並びに入札参加停止等の措置については、当該契約の条項による。

- 2 前項の入札参加停止等の措置の適用については、ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に定めるところによる。

(平25告示55・一部改正)

(労働環境の基準)

第5条 この要綱に基づき確認する労働環境は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を基準とする。

(平 2 7 告 示 3 1 ・ 一 部 改 正)

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、市が発注する契約に係る労働環境の確認
に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年告示第 5 5 号)

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年告示第 3 1 号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

労働環境チェックシート

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

契約件名

受注者所在地

名称

代表者氏名

印

※回答欄のいずれかの□にレ点を付してください。（「いいえ」の場合は、早急に改善してください。）

区 分	項 目	回 答
1 労働条件等	(1) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(2) 3 6 協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	☐ はい ☐ いいえ
	(3) 就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。	☐ はい ☐ いいえ
2 安全衛生関係	(4) 毎年定期的に健康診断を実施していますか。また、産業医・衛生管理者の選任は適正ですか。	☐ はい ☐ いいえ
	(5) 事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	☐ はい ☐ いいえ
	(6) 分煙化の推進など、受動喫煙対策を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ
3 労働時間の管理	(7) 労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(8) 休暇・休日の取得状況及び管理は適切ですか。	☐ はい ☐ いいえ
4 賃金	(9) 賃金台帳等から適正な計算・支払が行われていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(10) 時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃	☐ はい

	金を支払っていますか。	☐ いいえ
	(11) 賃金は、通貨で全額を労働者に直接、毎月1回以上及び一定期日を定めて支払っていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(12) 当該契約に従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらですか。 *工事、修繕請負契約については「労働者の配置計画書」(様式第2号)に記入	時間単価 _____ 円 職種 _____
5 各種保険加入の手続	(13) 社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等が適切ですか。	☐ はい ☐ いいえ
6 法定帳簿等の整備状況	(14) 法定三帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)が整備されていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(15) 労働条件通知書(雇用契約書)が整備されていますか。また、労働者に交付していますか。	☐ はい ☐ いいえ

※「いいえ」の場合は、次の区分・項目設問番号と理由を記入してください。

区分・項目 設問番号	理 由

※このシートは、公契約で働く労働者の労働環境を確認するために作成していただくものです。

※最低労働賃金単価の記入方法(区分4項目(12))

・本契約における業務に主として従事する従業員のみを対象とします。雇用形態は問わず会社役員は含みません。

・労働賃金単価を1時間当たりで計算し、その額と業務内容を記入してください。

(記入例) 最も低い賃金単価 時間単価 1,000 円 職種 清掃

・「工事、修繕請負契約」については「労働者の配置計画書」(様式第2号)に記入してください。

(表)

様式第2号(第3条関係)

労働者の配置計画書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

契約件名

受注者 所在地
名称
代表者氏名

印

工種	職種	員数	最低労働賃金単価 (1日あたり)	施工業者名 (元請・下請別)
		人	円	

*この計画書は、「労働環境チェックシート」(様式第1号)と合わせて契約締結後1か月以内に工事監督員に提出してください。

(裏)

※記載に当たっての注意事項

【対象とする労働者の範囲】

本契約における工事に主として従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51職種に該当する労働者としします。

※現場代理人、監理技術者、主任技術者、会社役員等は含みません。

※雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該工事に従事している者について記入してください。

【最低労働賃金単価について】

対応する職種ごとに最低賃金となる労働者の賃金単価を記入します。

以下の構成により算出した額を、会社所定の1か月の労働日数により日単位に換算します。

基本給相当額、基準内手当、臨時の給与（賞与等）及び実物給与の合計

※基準内手当とは、家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等

○対象となる51職種

職 種			
土木一般世話役	潜かん世話役	はつり工	タイル工
特殊作業員	潜かん工	造園工	設備機械工
普通作業員	さく岩工	塗装工	交通指導員 A
軽作業員	トンネル世話役	鉄骨工	交通指導員 B
とび工	トンネル特殊工	防水工	サッシ工
石工	トンネル作業員	軌道工	屋根ふき工
ブロック工	橋りょう世話役	法面工	内装工
電工	橋りょう特殊工	高級船員	ガラス工
鉄筋工	橋りょう塗装工	普通船員	建具工
溶接工	山林砂防工	潜水土	ダクト工
運転手（特殊）	大工	潜水連絡員	保温工
運転手（一般）	左官	潜水送気員	建築ブロック工
型わく工	配管工	板金工	

※各職種の定義については、国土交通省ホームページ等を参照してください。